

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊相浦駐屯地
第363会計隊長 酒井 博未

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6S6C1SS00150		6SRM1AL0078 0001								
品名 または 件名										
非常用発電機保守点検										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
陸上自衛隊 相浦駐屯地・崎辺分屯地				相浦駐屯地業務隊管理科営繕班						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
受電所 早田技官（内線2375）				令和9年1月29日（金）						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

会計隊事務室及び陸上自衛隊西部方面隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和8年7月7日（火）10時30分 会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1)入札参加資格者

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 令和07・08・09年度全省庁統一競争参加資格「役務の提供等」のD等級以上の資格を有する者
- エ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- カ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- キ 入札等参加者心得に定める「暴力団排除に関する契約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

(2)公告の提示場所

陸上自衛隊 西部方面隊ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae>) ・相浦駐屯地・大村駐屯地、竹松駐屯地、海上自衛隊佐世保地方総監部、佐世保商工会議所

(3)落札決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4)保証金に関する事項

- ア 入札保証金：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結をしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金：契約者が契約上の義務を履行しない場合には、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

(6) 入札の無効

- ア 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者のなした入札
- イ 電信・電話による入札
- ウ 入札金額及び入札者名称が判別し難い入札
- エ 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(7) 契約書等作成

落札者は、落札決定後、速やかに「駐屯地用標準契約（請）書」の様式により作成する。

適用する条項

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

なお、契約相手（甲）を分任契約担当官陸上自衛隊相浦駐屯地第363会計隊長とする。

(8) その他

- ア 入札を代表者以外に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- イ また質疑については入札前日までに終了し、郵便入札する者は入札当日の質疑においては、承諾したものとみなす。
- ウ 郵便等による入札は、書留等配達証明の残る形式で、令和8年7月7日（火）09時30分までに到着したものを有効とする。郵送後、入札の前日までに契約班まで連絡すること。また、入札金額が同額の場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施する。郵便による入札参加者がいる場合の再度入札日時については、別途連絡する。
- エ 「入札等参加者心得」を承知の上参加すること。
- オ 資格審査結果通知書の写しを入札前までに提出すること。
- カ 公共事業等からの暴力団排除を推進するための措置として、西部方面会計隊のホームページ「入札参加者心得」第8章を確認し承知のうえ参加すること。
- キ 第7項（8）エ・カの項目に承知し入札に参加する者については、入札書に、「当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」及び「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。」と記入すること。
- ク 市価調査書については、令和8年7月3日（金）17時00分までにFAX又はメール、郵送等によって努めて提出すること。また、提出の遅延が明らかになった時点で早期に連絡し、具体的な提出日時及び方法を明らかにすること。
- ケ 最低価格の入札金額が契約等担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があります。
- コ 積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。
- サ 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」として落札者としなない可能性があります。

(9) 問い合わせ先

〒858-8555 長崎県佐世保市大湊町678番地 陸上自衛隊相浦駐屯地

TEL 0956-47-2166

FAX 0956-34-1177

メールアドレス 363fin_wafin_wa@inet.gsdf.mod.go.jp

入札に関する事項 : 第363会計隊契約班 松本 内線2887
仕様書の配布場所 : 第363会計隊契約班
仕様書に関する事項 : 搬入場所参照

非常用発電機保守点検

業務隊長	管理科長	営繕班長	電気係長	電気係
				
件 名	非常用発電機保守点検			
図 面 名	表 紙			
作成年月日	令和8年6月2日			
作 成 者	防衛技官 早田 賢生			図面番号
陸上自衛隊	相浦駐屯地業務隊			1 / 3

仕 様 書

1 件 名

非常用発電機保守点検

2 場 所

- (1) 長崎県佐世保市大潟町678番地 陸上自衛隊相浦駐屯地
(2) 長崎県佐世保市崎辺町11番地2 陸上自衛隊崎辺分屯地

3 概 要

相浦駐屯地及び崎辺分屯地の非常用発電機の保守点検等及び、オイル等の消耗品を交換をするものである。

4 一般事項

- (1) 本役務は本仕様書によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建設保全業務共通仕様書」定めによる他、関係諸法規によるものとする、また機器メーカーの仕様により実地するものとする。
(2) 本役務に際して事前に監督官と打ち合わせをするものとする。
(3) 本役務の写真は、作業前、作業中、作業後、主要な作業状況及び監督官の指示する箇所を撮影するとともに、作業後隠蔽となる部分は確実に写真管理を実施するものとする。作業完了後、A4判工事写真帳に整理し監督官に提出するものとする。
(4) 本仕様書等に記載なき事項といえども技術上当然実施すべき事項については、受注者の負担において実施するものとする。
(5) 作業は他の施設に損傷を与えないように十分に注意して実施し、万一損傷を与えた場合は受注者の負担において原状復旧するものとする。
(6) 本役務にあたっては、火災予防、安全管理に十分留意するものとする。
(7) 作業実施日は相浦、崎辺とも土日祝日を基本とし、事前に監督官と調整するものとする。
(8) 本役務により発生した廃棄物は、関係法令に基づき受注者が搬出処理し、エンジンオイル等の産業廃棄物については、マニフェスト（E票）の写しを監督官に提出するものとする。
(9) 作業等に必要な電力及び給水は、官給しないものとし、電気は発電機、給水は水タンクの搬入を基本とする。ただし、前記要領で使用できない場合は官側と調整し、メーター等を取付け、使用量に応じた料金の支払いにより使用できるものとする。

5 特記事項

- (1) 保守点検を実施する非常用発電機の形式等は、下表のとおりとする。

駐（分）屯地	形 式
相浦	発電機 ZX500HB 500kVA 株式会社明電舎 エンジン E-AF 小松製作所
崎辺	発電機 ZXK312HB 300kVA 株式会社明電舎 エンジン E-36M 小松製作所

- (2) 保守点検項目（詳細はメーカー点検表による）

① 電気品関係点検（可燃性ガス検知器含む）

メンテナンス作業内容（可燃性ガス使用）

項 目	内 容	ポイント
入力電圧測定 ※機器使用	入力電圧値を測定する。	定格範囲内
ヒーター電流測定 ※機器使用	ヒーター電流値を測定する。	定格値以外は調整
校正ガス作成	校正ガスを作成する。	ガス種・濃度
ゼロ（ベース）調整	指示計の指示値がゼロ又はベースであることを確認する。	ゼロ・ベース値
スパン調整	検知部に校正ガスを導入して、指示値が安定するのを待つ。	校正ガス濃度値
応答速度測定・再現性確認	警報設定値の1.6倍濃度ガスを検出部に導入し警報（ランプ点灯やブザー鳴動）が発生するまでの時間を測定する。警報が発生後、指示値が安定するのを待つ。	可燃性ガス：30秒以内 毒性ガス：1分以内 校正ガス濃度値付近

② 保護装置試験（継電器試験含む）

計測測定試験内容

ア 保護継電器試験

保護継電器試験（シートパネル内蔵型）

下記保護継電器の動作確認を実施すること。（動作値及び動作時間）

項目	点検項目	器具番号
1	ア 過回転	12
2	イ 過電圧	59G
3	ウ 不足電圧	27G
4	エ 過電流	51G
5	オ 地絡過電圧	64GF

イ 保護連動試験

下記表のとおり保護装置が正常に動作することを確認すること。（項目欄○表記を実施すること。）

保護項目			機関停止	遮断器解放
対象	項目	故障項目 器具番号		
重故障	1	潤滑油油圧低下 63Q	○	○
	2	冷却水温度上昇 26W	○	○
	3	過回転 12	○	—
	4	始動渋滞 48	○	○
	5	緊急停止 5E	○	○
	6	過電圧 59G	○	○
	7	不足電圧 27G	○	○
	8	燃料小出槽最低油量 33QLL	○	○
	9	過電流 51G	—	○
軽故障	10	地絡過電圧 64GF	—	—
	11	補機故障 30A	—	—
	12	蓄電池異常 26B	—	—
	13	充電器故障 CHF	—	—
	14	燃料小出槽油面低下 33QL	—	—
	15	燃料小出槽油面上昇 33QH	—	—

③ エンジン関係点検

④ 蓄電池関係点検

⑤ 発電機部点検

件 名	非常用発電機保守点検			
図 面 名	仕様書			
縮 尺	作成年月日	令和8年	6月	2日
作成者	防衛技官 早田 賢生	図面番号		
陸上自衛隊		相浦駐屯地業務隊		2 / 3

絶縁抵抗測定試験

測定箇所	絶縁抵抗値【MΩ】	
	主回路～ 大地間	主回路～ 線間
主回路52G 1次側	○	—
主回路52G 2次側	○	○
主機界磁巻線	○	—
励磁回路 J. K	○	—
制御電源	○	—
遮断機操作電源	○	—
変圧器1次(MCCB-TF 二次)	○	—
変圧器2次	○	—
盤内照明・コンセント	○	—
スペースヒータ	○	—
冷却水ヒータ	○	—
充電器 入力	○	—

手動始動試験
始動操作から始動・電圧確立・表示点灯までの時間を計測すること。
手動停止試験
停止操作から完全停止・停止復帰までの時間を計測すること。
自動始動試験
模擬信号により停電から始動・電圧確立・遮断器投入までの時間を計測すること。
自動停止試験
模擬信号により復電から遮断器解放・停止命令・完全停止・停止復帰までの時間を計測すること。

(3) 交換する消耗品の種類及び数量については下表のとおりとする。

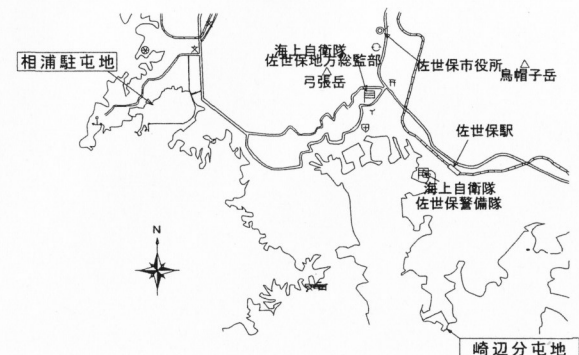
駐(分) 屯地名	エンジン油量	オイルフィルター数	燃料フィルター数	ガasket	ケーラント量
相浦	60 L	2個	3個	1式	35 L
崎辺	35 L	1個	2個	1式	20 L

(4) 負荷試験

(5) その他

イ 本保守点検は１０月１日より１１月２７日までの期間を予定しており官側と話し合っ
て決定するものとする。

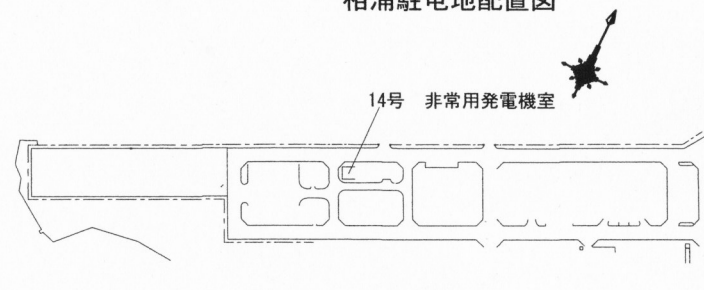
作業完了後、必要書類の提出及び検査官による検査をもって検査合格とする。



157号 非常用発電機室



相浦駐屯地配置図



崎辺分屯地配置図

件 名	非常用発電機保守点検		
図 面 名	仕 様 書		
縮 尺	作成年月日	令和 8 年 6 月 2 日	
作 成 者	防衛技官 早田 賢生		図面番号
陸上自衛隊		相浦駐屯地業務隊	3 / 3